

重要事項説明書 (訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションやわらぎ鹿島
所在地	〒434-0011 静岡県浜松市浜名区上島 2434 番地の 233 Upole301 号室
事業所指定番号	2 2 6 7 2 9 0 6 0 5
事業所電話番号	0 5 3 - 5 8 0 - 5 0 2 0
管理者	河合由紀子
サービス提供地域	浜松市全域、磐田市一部（竜洋・豊田・磐田豊岡）

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者 (管理者兼看護師)	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2 名 (常勤) 5 名 (非常勤)
理学療法士	状態の安定している方に対して、身体への運動・A D L 動作訓練のリハビリテーションを行います。	1 名 (非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (注) 年末年始 (12 / 29 ~ 1 / 3)、土曜日・日曜日はお休みとさせていただきます。	午前 8 : 30 から午後 5:30 まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護を行っています。

※緊急時の訪問看護 (24 時間対応) 利用する 利用しない

4. 事業の目的

介護保険法等の関係法規に従い、利用者様が有する能力に応じて、生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供する。

5. サービス利用料及び利用者負担

- 1) サービス利用料及び利用者負担は、別添「訪問看護利用料金表」1, 2に記載。
- 2) 金額は介護保険法、健康保険法に基づく法定利用料です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。
- 4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、毎月27日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
- 5) 死後の処置料、謄写代、キャンセル料、交通費等は頂きません。

6. サービス提供内容

1. 指定介護予防訪問看護（介護保険）の内容

- (1) 病状の観察：病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍等のチェック、異常の早期発見等
- (2) 療養生活上のケア・指導：清潔、食事、排泄等の介助・指導等
- (3) 薬の相談・指導等：薬の作用副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認等
- (4) 医師の指示による医療処置：点滴、カテーテル管理（胃瘻、尿留置カテーテル等）、インシュリン注射等
- (5) 医療機器の管理：在宅酸素、人工呼吸器等の管理等
- (6) 褥瘡予防・処置：褥瘡防止の工夫や指導、褥瘡手当等
- (7) 介護予防：健康管理、低栄養や運動機能低下予防の助言等
- (8) 家族等への介護支援・相談：介護方法の指導、病気や介護に関する相談、療養環境の整備・福祉用具導入・住宅改修等への助言等
- (9) リハビリテーション：拘縮予防や機能回復訓練、日常生活動作の訓練、肺炎路傍や摂食・嚥下機能訓練、社会復帰への支援等
- (10) ターミナルケア：緩和ケア、がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援、遺族への精神的支援等
- (11) 在宅移行支援：入院先の医師や看護師等との連携、退院後の在宅療養の準備や指導等

2. 指定訪問看護（医療保険）の内容

- (1) 指定介護予防訪問看護（介護保険）の内容に準じる
- (2) 認知症・精神疾患のケア：利用者や家族の相談、援助、対応方法の助言等

7. 以下の日程、内容にて指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供します。

(1) サービス計画に沿って訪問を提供します。

	日程	時間帯	内容（概要）
①		～	
②			
③			
特記事項			

8. 秘密の保持と個人情報保護について

- 1) 当事業所は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族または後見人の秘密を洩らしません。この秘密保持は、契約が終了したあとも継続致します。
- 2) 当事業所及びその職員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し、あらかじめ文書により同意を得なければ、個人情報の使用は致しません。
- 3) 当事業所及びその職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとします。

9. 高齢者虐待防止及び身体拘束防止の取り組みについて

当事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止のため必要な措置を講じます。

- 1) 委員会を定期的開催し、検討内容を職員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備を実施します。
- 3) 職員に対し、虐待防止及び身体拘束適正化のための定期的な研修を実施します。

対策・相談担当者：河合 由紀子（管理者）

10. 業務継続計画の取り組みについて

当事業所は、感染症や自然災害発生時の対応について必要な措置を講じています。

- 1) 感染症対策や自然災害発生時において、サービスの提供を速やかに再開するために非常時における業務再開計画を策定し、当該業務計画に沿った必要な措置を講じます。
- 2) 職員に対し業務継続計画の周知を図り、必要となる定期的な研修を実施しています。
- 3) 当事業所の業務再開が困難な場合は、天竜・浜北地区訪問看護事業所の協力を仰ぎ、かかりつけ医・居宅介護支援専門員との連携のもと必要な措置を講じます。

11. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：訪問看護ステーションやわらぎ鹿島

(電話番号) 053-580-5052

2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、営業時間内にご連絡ください。

3) キャンセル料金は頂きません。

12. 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。

苦情相談担当者 管理者 河合由紀子

受付日時 月曜日～金曜日（日曜日、12月29日～1月3日を除く）

連絡先 訪問看護ステーションやわらぎ鹿島

電話対応時間 8:30～17:30

《行政の苦情相談窓口》

担当部署	連絡先
浜松市介護保険課	053-457-2875
中央福祉事業所 長寿保険課	
中央区役所内	053-457-2324
東行政センター内	053-424-0184
西行政センター内	053-597-1119
南行政センター内	053-425-1572
浜名福祉事業所 長寿保険課	
浜名区役所内	053-585-1122
北行政センター内	053-523-2863
天竜福祉事業所 長寿保険課	
天竜区役所内	053-922-0065
磐田市高齢者支援課	0538-37-4869
静岡県国民健康保険団体連合会（苦情専用）	054-253-5590

13.非常災害時の対応

- 1) 当事業所は、地震、風水害などの自然災害発生時または緊急警報などが発令された場合において、やむを得ず一時的にサービスの提供を中断する場合があります。
- 2) 災害発生時、当事業所の職員による訪問困難時、緊急性の必要が高い利用者様においては、連携する他の訪問看護ステーションに訪問依頼が可能な場合があります。その際には一時的であっても訪問を依頼する事業所との契約の取り交わしが必要となりますのでご承知ください。

14. その他

- 1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。